



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社エックスネット  
代 表 者 名 代表取締役社長 茂谷 武彦  
(コード番号 4762 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理本部チーフマネジャー 坪田 浩司  
(TEL 03-5367-2201)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 6 月 25 日に開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による会社法第 427 条第 1 項の変更に伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる取締役及び監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条第 2 項(取締役の責任免除)及び第 31 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 25 条第 2 項(取締役の責任免除)の変更については、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 25 条 (省略) ② 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 25 条 (省略) ② 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、当該 <u>取締役</u> の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で責任を負担する契約を締結することができる。



<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (省略)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で責任を負担する契約を締結することができる。</p>
--	--

### 3. 日程

定款変更の株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上